

地域医療介護総合確保基金について

平成29年12月20日
 市町村医療政策担当課長・自治体病院事務長会議
 岡山県医療推進課（地域医療体制整備班）

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業

- 区分Ⅰ：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 区分Ⅱ：居住等における医療の提供に関する事業
- 区分Ⅲ：医療従事者の確保に関する事業

岡山県計画に記載している区分Ⅰの事業（抜粋）

- ☞ 病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業
- ☞ 地域医療ネットワーク基盤整備事業
- ☞ 晴れやかネットワーク拡張機能整備事業
- ☞ 医療介護連携体制整備事業
- etc...

- ・平成29年度政府予算（医療分）904億円（国費2/3、県費1/3）
- ・区分Ⅰへの配分：約55%（約497億円）
- ・区分Ⅱ、Ⅲへの配分：約45%（約407億円）



国は区分Ⅰへ
 重点配分する方針！

● 病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業

・補助基準単価（H29.9.20要綱改定）

	病床削減率	補助基準額	補助率
①	20%以上削減	10,045 千円/床	1/2
②	20%未満削減	8,036 千円/床	1/2
③	病床削減なし	5,022 千円/床	1/2

【算出例】

<想定条件>

- ・病院全体の病床数：150床→120床（30床の削減）
- ・回復期病床の推移：10床→60床（50床の増加）
- ・削減割合：30床/150床=20%
- ☞ 基準単価①が適用（単価：10,045 千円/床）

<試算>

10,045 千円 × 50床 × 1/2 = 251,125 千円

☞ 補助上限：251,125 千円

岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱（医療分）

（通則）

第1条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づく岡山県計画に掲載された事業のうち、補助金を交付する事業（事業のうち一部を補助する場合を含む。）の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

（事業内容）

第2条 この要綱に基づく事業は、次の事業とし、その内容は別記のとおりとする。

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備等に関する事業
 - (1) 連携病院間の画像情報の共有に関するモデル事業（別記1）
 - (2) 脳卒中超急性期治療のための画像伝送モデル事業（別記2）
 - (3) 病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業（別記3）
 - (4) 医療介護連携体制整備事業（別記4）
 - (5) 妊産婦の多様なニーズに応えるための助産師外来の施設・設備整備（別記5）
 - (6) 医療介護連携体制支援事業（別記6）
 - (7) Web会議システムを用いた患者転院時の合同カンファレンスに関するモデル事業（別記7）
 - (8) 井笠地区医療機関と高度急性期病院との連携強化及び機能分化の支援事業（別記8）
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
 - (1) かかりつけ医認定事業（別記9）
 - (2) 認知症ケアに係る医療連携体制整備事業（別記10）
 - (3) 早期退院・地域定着のための連携強化事業（別記11）
 - (4) 精神科病院との連携による在宅医療・支援体制の構築（別記12）
 - (5) 在宅医療の実施に係る拠点の整備（別記13）
- 3 医療従事者の確保に関する事業
 - (1) 医院継承バンクの設置（別記14）
 - (2) 救急勤務医支援事業（別記15）
 - (3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師養成所の設備整備事業（別記16）
 - (4) 産科医等育成・確保支援事業（別記17）
 - (5) 新人看護職員研修事業（別記18）
 - (6) 看護師等養成所運営事業（別記19）
 - (7) 院内保育運営事業（別記20）
 - (8) 新卒訪問看護師養成プログラム作成・定着事業（別記21）
 - (9) 小児救急医療拠点病院運営事業（別記22）

(10) 小児救急医療支援事業

(別記 23)

(11) 岡山県地域包括ケア関係認定看護師養成促進事業

(別記 24)

(県の補助)

第3条 県は、予算の範囲内で、前条の事業に要する経費について、別に定める基準（岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱等）により補助するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行し、平成26年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月17日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行し、平成28年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月20日から施行し、平成29年度分の事業から適用する。



(別記3)

病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業

1 目的

高度急性期を担う病床からの転換に伴う施設整備による医療機能の分化・連携を推進する。

2 実施主体

医療機関とする。

3 事業内容

地域医療構想に沿いかつ地域における協議での合意を経て、医療機関が地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床等への転換を行う際に必要となる施設整備に対して補助を行う。

